## 「事案 16-20 ] 消滅時特別配当金請求

- ・平成 17年2月25日 裁定受理
- ・平成 17 年 9 月 26 日 裁定終了
- < 申立人の主張 >

満期により生存保険金 207 万 4,600 円受け取ることになったが、平成 13 年 6 月頃、営業職員は生命保険契約について 65 歳時の生存保険金は 233 万 2,314 円であると確約したのでその確約した金員の支払を求める。

仮に上記が認められないとしても、平成 13 年に営業職員は虚偽の説明をし、これにより申立人は他の有利な保険契約を締結する機会を奪われたのであるから、相手方はこの損害の賠償を支払う義務がある。

## <保険会社側の主張>

平成 13 年 6 月頃の説明はその当時の予想金額を示したものであり、その試算金額を 支払うとの確約をしたものではないから、支払い義務はない。

また、前記説明は虚偽の内容ではないので、損害賠償義務もない。

## <裁定の概要>

提出された証拠及び事情聴取の結果によれば、未だ申立人主張の合意が保険会社との間に存在した事実は認められない。

即ち、申立人提出の営業職員作成にかかる文書は、外形上単なる説明文書としてしか見えず、一般社会的判断からすれば到底確定的合意を表示した文書と認定することはできない。また事情聴取による申立人の供述によっても、申立人がこれを確定的合意であると理解したという主張のみであり、そのような合意の存在を合理的に推認できる具体的な事情を明らかにすることはできなかった。

また、事情聴取の結果及び提出の各証拠によっても、営業職員がこのような合意をする必要がある具体的事実を認定することはできず、合意が存在したことを根拠とする申立人の請求は理由がない。

更に、申立人は営業職員が誤った説明をしたのでより有利な保険契約を締結する機会を奪われたことを主張し、申立人は説明義務違反による損害賠償の請求をしているものであるが、営業職員の作成文書を見ても平成 13 年当時の予想金額を記載した文書であるとの保険会社の主張を履すに足りる証拠はなく、営業職員が誤った説明をしたとまで認定することはできない。申立人は誤った説明による具体的な損害を立証していないのであるから、仮に不当な説明であるとしても保険会社の賠償義務までをも認定することはできないものであり、損害賠償にかかる申立人の主張は理由がないものである。

以上のとおり、申立人の申立には理由がない旨裁定書をもってその理由を明らかにして裁定を終了した。